

「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」の記載のしかた



税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

国 税 庁

法人番号 7000012050002

※この「記載のしかた」において使用している略称は、次のとおりです。

所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
相法	相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
40 条通達	昭和 55 年 4 月 23 日付直資 2-181「租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（法令解釈通達）」
基金告示	平成 30 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号

この「記載のしかた」は令和 7 年 6 月末現在に施行されている法令等に基づいて作成しています。

目 次

1 制度の概要

- (1) 公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例（一般特例）のあらまし・・・ 5
- (2) 承認特例対象法人に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例（承認特例）のあらまし
・・ 8

2 非課税承認のための申請の手続

- (1) 承認申請書の提出から承認までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 提出する承認申請書等・・ 11
 - イ 一般特例の場合・・ 11
 - ロ 承認特例の場合・・ 12
- (3) 寄附をした人が共同で申請する場合の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (4) 寄附をした人の相続人等が申請する場合の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (5) 承認申請書を提出した後に寄附をした人が死亡した場合の手続・・・・・・・・・・ 13

3 非課税承認の取消し

- (1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (2) 寄附を受けた公益法人等に対し、所得税が課税される場合・・・・・・・・・・・・・・ 15

4 承認申請書の記載例等

- (1) 第1表関係・・ 16
 - 単独提出者・共同提出の代表者用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 共同提出の代表者以外の者用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - 死亡した贈与者・遺贈者用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (2) 第2表関係・・ 22
- (3) 第3表関係・・ 24
 - 第3表・・ 24
 - 第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - 第3表－付1・・ 28
 - 第3表－付2・・ 30
- (4) 第4表関係・・ 32
- (5) 第5表・第6表関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (6) 第7表関係・・ 38
- (7) 第8表関係・・ 40
- (8) 第9表関係・・ 42
- (9) 第10表関係・・ 44
- (10) 第11表関係(学校法人等用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (11) 第12表関係(育英事業を行う法人用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- (12) 第13表関係(助成事業を行う法人用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (13) 第14表関係(社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用)・・・・・・・・・・ 52
- (14) 第15表関係(宗教法人・美術館等を設置運営する法人用)・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (15) 第16表関係(図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用)・・ 56
- (16) 第17表関係・・ 58
- (17) 承認申請書及び添付書類の記載事項が事実と相違ない旨の確認書・・・・・・・・・・ 60
- (18) 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（一般特例用）・・ 61
- (19) 承認特例関係・・ 63

○ 第3表（承認特例用）	63
○ 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書、贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書	65
○ 租税特別措置法第40条承認申請書添付書類チェックシート（承認特例用）	66
(20) 租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書	68
(21) 寄附行為、定款等についての確認事項	70

5 各種届出等

(1) 各種届出等の概要	76
イ 買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤一】	76
ロ 特定買換資産を取得する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑤二】	76
ハ 承認特例の適用を受けた財産等の買換えを行う場合【措令25の17③六】	77
ニ 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑥】	78
ホ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑦】	78
ヘ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消しの処分を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑧】	79
ト 特定贈与等に係る特定一般法人が他の公益法人等へ寄附財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑨】	79
チ 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑩】	80
リ 特定贈与等に係る受贈法人等から合併等により資産の移転等を受けた場合における非課税承認の継続の特例【措法40⑪⑫】	81
ヌ 受贈法人等が公益認定を受けた場合等における書類の提出	81
ル 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令25の17⑭】	82
ヲ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】	83
ワ 公益法人等が所有する資産が特定贈与等に係る財産等であることの確認をする場合の申請【措法40⑯】	83
(2) 各種届出書の記載例	84
○ 寄附財産等がやむを得ない事情により使用開始できない場合	84
○ 措令第25条の17第3項第1号から第5号まで及び第7号の規定により代替資産を取得する場合	86
○ 措令第25条の17第3項第6号の規定により代替資産を取得する場合	88
○ 買換資産を取得する場合	91
○ 特定買換資産を取得する場合	93
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が合併する場合	95
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が解散する場合	97
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が公益認定の取消し処分を受けた場合	99
○ 特定贈与等に係る受贈法人等が幼保連携型認定こども園を設置するために、他の公益法人等へ財産等を贈与する場合	101
○ 特定贈与等に係る特定一般法人が公益認定を受けた場合	104
○ 特定贈与等に係る公益社団（財団）法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合	106
○ 財産等を特定管理方法により管理している公益法人等における公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出【措令25の17⑭】	108
○ 公益目的事業の用に直接供しなくなった場合の届出【40条通達23の2】	110
(3) 租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定の適用を受けることの確認書	112